2011 JUNE 6
社団法人福島県トラック協会 情報誌
vol.365

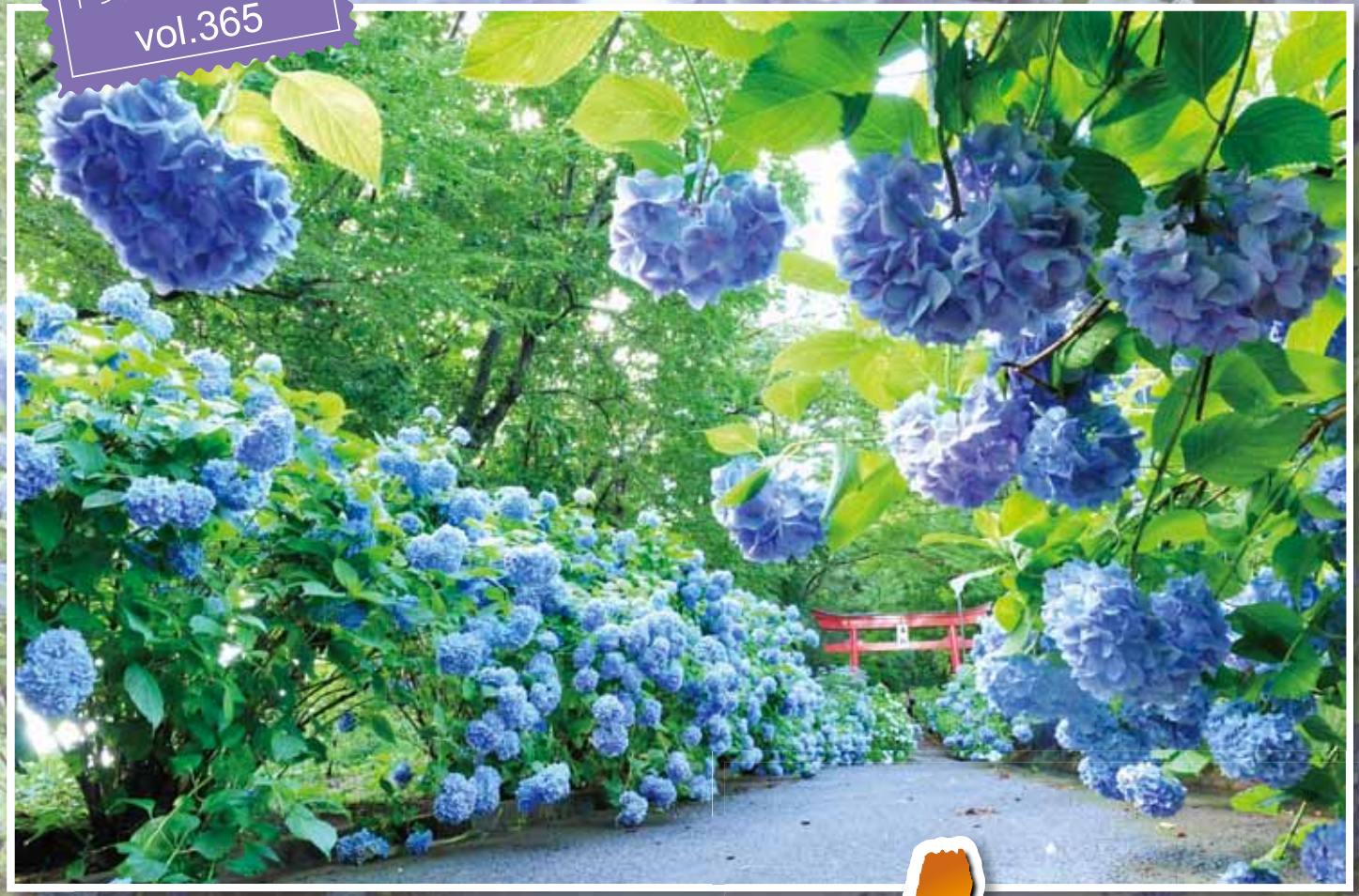

すだち

厚生省

●福島原子力発電所の影響により、事業主が休業した場合の支援について

全ト協

●ディーゼルクリーン・キャンペーン

県ト協

●平成23年度県ト協定時総会
●平成22事故防止コンクール表彰事業所

県ト協・引越部会

●放射線管理講習会を実施

適正化

●点呼時のアルコール検知器使用について
●安全性評価事業（Gマーク）事前説明会を開催

お知らせ

●「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」等でのバス、タクシー、トラックの運行について

県ト協

県内外から善意の寄付

■土合舘公園（福島市）

福島市南部の松川地区に位置する小高い丘は、中世の居城跡とされる。近年では、あじさいの名所として知られている。毎年、花の時季には、園内の遊歩道が青や紫に彩られ、「松川町あじさい小路」が開催される。

事業報告書、事業実績報告書様式掲載

セーフティチャレンジ副賞の贈呈

県ト協は５月２日㈪にセーフティチャレンジの副賞抽選会を実施し、これを受けて５月26日㈭にセーフティチャレンジ副賞の贈呈式が福島市研修センターにおいて開かれ、当選85チームを代表して１等に当選された伊藤学氏と４等に当選された西牧靖子さんの所属会社㈱吉田運輸の吉田政俊社長と西牧靖子さんへ丹治吉雄専務理事より副賞の温旅行券とクオカードを贈った。

CONTENTS

国　交　省	ディーゼルクリーン・キャンペーン	21
	不正改造車排除強化月間	21
福　島　県	県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」ふくしま復興特別資金	20
労　働　局	福島原子力発電所の影響により、事業主が休業した場合の支援について	18
全　ト　協	平成22年度全ト協表彰規程による表彰者	8
県　ト　協	セーフティチャレンジ副賞の贈呈	2
	県内外から善意の寄付	3
	平成23年度県ト協定時総会	4
	平成23年度県ト協定時総会　特別決議（案）	10
	平成22年度事故防止コンクール表彰事業所	11
	6月の行事予定	11
	10チームが1等旅行券当選	24
県ト協･引越部会	放射線管理講習会を実施	15
適　正　化	点呼時のアルコール検知器使用について	12
	安全性評価事業（Gマーク）事前説明会を開催	19
支　　部	ナスバネットによる一般適性診断の各支部6月実施予定	22
協同組合	ふくトラネットワーク協同組合　KIT情報	22
お知らせ	東日本大震災復興特別貸付について	15
	「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」等でのバス、タクシー、トラックの運行について	16
	交通事故統計	23

県ト協　県内外から善意の寄付

兵庫県トラック協会

兵庫県トラック協会（福永征秀会長）から当県トラック協会に義援金500万円の善意の寄付をいただきました。

贈呈式は５月11日㈬に兵庫県トラック協会の福永征秀会長と太田啓三専務理事が福島市「福島研修センター」を訪れ、渡邉泰夫会長が寄付を受け取った。

新潟県トラック協会

新潟県トラック協会（小林和男会長）から４月28日に当県トラック協会へ義援金100万円の善意の寄付をいただきました。

栃木県トラック協会

栃木県トラック協会（関谷忠泉会長）は４月20日㈬に関谷忠泉会長と斎藤一昭専務理事がお見舞に訪れました。

山形県トラック協会

山形県トラック協会（武田忠一会長）は５月10日㈫に武田忠一会長、奥山公吉専務理事、佐藤一郎業務部課長が福島市「福島研修センター」をお見舞に訪れ、渡邉泰夫会長がお見舞金を受け取った。

県内各支部

福島県内の旧支部を含めた各支部から義援金をいただいた。支部では会員各社に寄付を呼びかけた。各支部の義援金は次のとおり。

【5月10日に根本精吉旧会津若松支部監事が義援金を寄付】

（平成23年5月26日現在）

支　部	金　額	支　部	金　額
旧福島支部	500,000円	旧白河支部	233,209円
県北支部	40,000円	旧会津若松支部	302,433円
県中支部	683,176円	会津支部	257,733円
旧田村支部	146,752円	南会津支部	100,000円

㈱吉田運輸親睦会

㈱吉田運輸親睦会（花房健一会長）から５月26日㈭に当県トラック協会へ10万円の善意の寄付をいただきました。この寄付は事業費用等を節約し捻出した。

【義援金を手渡した高橋祝子さん（右）と西牧靖子さん（左）】

※県ト協事務局内でも寄付を呼びかけ義援金を集めた。

福島県トラック協会は東日本大震災、原発事故による避難等で全壊や避難の甚大な被害を受けた75社の会員事業者に対して、取り急ぎ、10万円の災害支援金を届けた。今後も、甚大な被害を受けた事業所に対して支援策を検討し、実施していく。

県ト協　平成23年度県ト協定時総会

新会長に渡邉泰夫氏

県ト協の平成23年度定時総会は５月20日㈮に石川町「八幡屋」において103会員（委任549会員）が出席し開催された。

はじめに渡邉会長があいさつし、続いて来賓として出席した宮地和久福島運輸支局首席運輸企画専門官、安海好昭福島県県中地方振興局次長、小野寺照男福島県警察本部交通部長らがそれぞれ祝辞を述べた。

［渡邉会長］

［安海次長］

［宮地主席運輸企画専門官］

［小野寺交通部長］

続いて全ト協表彰（感謝状２名、表彰状18名※Ｐ８参照）、“正しい運転・明るい輸送運動”表彰（表彰２名、１社※Ｐ８参照）の伝達式が行なわれ、渡邉会長代行より賞状と記念品を贈った。

また、セーフティチャレンジ事業参加による事故防止コンクールの表彰式も行われ17事業所を表彰し、受賞者代表へ賞状と盾が贈られた。

本年度は任期満了に伴う役員改選が行われ渡邉泰夫氏を会長に選任した。（詳細はP7参照）

【全ト協感謝状を受ける林氏】

【正しい運転・明るい輸送運動表彰　佐藤氏】

【正しい運転・明るい輸送運動表彰　吉岡氏】

【正しい運転・明るい輸送運動表彰　菊地氏】

「東日本大震災の復旧・復興の促進と原発事故の早期収束並びに保障の実現に向けて」特別決議を採択

総会では東日本大震災の復旧・復興の促進と原発事故の早期収束並びに保障の実現に向けての特別決議文を斎藤邦一副会長が読み上げ満場一致で採択した。
（特別決議の内容はP11参照）

県ト協２３年度重点・新規事業

23年度の重点項目は次のとおりとし、事業を実施する。

（１）東日本大震災並びに原発問題に伴う事業基盤などの早急な復旧・復興
（２）コストに見合った適正運賃確保と荷主との公正取引の実現促進
（３）自動車関係諸税の負担軽減・簡素化の実現
（４）高速道路通行料金問題への適切な対応
（５）運輸事業振興助成交付金の維持活用による各種対策の充実
（６）交通・労災事故撲滅運動及び環境・省エネ対策の積極的な推進
（７）適正化事業の推進による法令順守の徹底と輸送秩序の確立
（８）少子高齢化に対応した労働力の確保対策の推進
（９）中型免許を含む規制の再評価と必要な見直しの促進
（10）荷主等対外広報活動の強化

平成23年度の主な事業計画は次のとおり。

東日本大震災並びに原発事故に伴う事業基盤の復旧・復興に向けて

被災会員事業所の事業基盤復旧・復興に向けて国や東京電力、県などに補償と支援策の実施を求めていく。

軽油価格変動・経営危機対策について

軽油価格抑制と下請事業者・荷主取引の適正化推進のために取り組む。また、行政機関や議会、荷主関係団体等に対してトラック運送業界の実情と適正運賃収受に対する理解促進に向けて要請等を取り組む。さらに、経営等にかかわるアンケート調査を適宜実施し、実態把握に努める。

交通安全・労働災害防止対策について

本年５月１日から点呼時の検知器使用による酒気帯びの有無確認等が義務付けられることからアルコール検知器に対する助成を拡充する。また、ナスバネットにより、初任診断についても対応が可能になったことからカウンセリングを集団で実施するなど取り組みを進める。

環境・エネルギー対策について

省エネ効果のあるエコタイヤ導入を促進するため助成制度を拡充して実施する。また、昨年「トラックの森」下郷町に作ることが出来たため本年度も第二期目として引き続き植林などに取り組む。

労働問題対策について

車両総重量５トン以上は中型免許となり、最大積載量２トン車でも中型免許が必要なケースがあることから、普通免許の車両総重量規制の緩和（6.5トン未満まで）の実現を求め、新卒採用を含めた労働者確保を実現していく。

輸送サービスの向上対策について

トラックの日事業として、「道路に感謝！クリーン作戦2011」を支部統一で10月８日、「トラックの日パレード」を10月７日に実施する。

総合物流対策・税制対策について

県南地域の「トラック休憩施設並びに研修施設」建設に向けて土地の買収と施設概要のマスタープランを作成する。また、事業のスムースな推進に向け国土交通省郡山国道事務所や県南建設事務所・関係自治体などへ積極的に働きかける。

さらに、軽油引取税をはじめとする自動車関係諸税の負担軽減及び簡素化と環境対策税など新たな負担に断固反対することを目指す。

中小企業対策について

ふくトラネットワーク協同組合の拡充・強化に向け、昨年度スタートした「燃料共同購入事業」に加え、新たに「日貨軽油カード」を取り組み燃料価格引き下げと安定供給を実現する。

地方貨物自動車運送適正化事業について

適正化事業活動方針に基づき、中立性、透明生を確保しながら、年間巡回目標を650件の達成に向け取り組む。また、「持ち帰り車両」の増加は、点呼や日常点検の未実施など運行管理の不備につながることから、引き続き実態調査と改善指導を適切に実施する。

輸送秩序確立対策

輸送秩序を混乱させる恐れのある規制緩和に反対するとともに「最低車両台数の見直し」や「許可更新制度の新設」、「緊急調整措置（供給過剰対策）」等諸方策を検討しその実現に向けて取り組む。

組織、財政対策について

支部事務局長会議を定期的に開催するなど一体運営向けた取組みを進める。また、各部会の設立について霊柩部会は平成23年度中の早い時期に設立を目指し、ダンプ部会は平成23年度中に設立を目指し、青年部会は青年協議会との合意を前提に平成24年度までに設立を目指す。さらに、新公益法人改革に伴う移行形態の在り方については全ト協方針などを踏まえて検討し、平成24年度通常総会において決定する。

平成23年度 ㈱福島県トラック協会理事・監事名簿

【理事】

平成23年　5月20日

支部名	会長・副会長・常任理事・専務理事	氏　名	会　社　名
県　北	副会長・常任理事	斎藤　邦一	斎藤運輸㈱
		遠藤　知之	日本通運㈱福島支店
		武田　善啓	福島運送㈱
		石森　道雄	JAパールライン福島㈱
		佐藤　翼	福島石材運輸㈲
		佐藤　興司	㈱丸や運送
県　中	副会長・常任理事	小熊　宏行	日本通運㈱郡山支店
		新妻　弘行	㈲柏屋運送
		永山　忍	郡山運送㈱
		吉村　武男	郡東運輸㈱
		大内　芳一	㈱大内運送
		永崎　和男	㈲菱永運輸
県　南	常任理事	緑川　滋	小田川運輸㈱
		三瓶　利張	三瓶運輸㈱
		鈴木　克昭	鈴木運送㈱
		小針　幸神	㈲小針運送
会　津	会　長	渡邉　泰夫	會津通運㈱
	常任理事	根本　精吉	磐梯貨物㈱
		木村　康男	日本通運㈱会津若松事業所
		佐藤　忠孝	丸佐運送㈱
		金子　勝宏	㈱北越フォレスト
相　双	常任理事	鎌田　武雄	昭和運輸㈱
		林　茂	八島運送㈲
		鈴木　建市	青葉運輸㈲
いわき	常任理事	加治　雄司	磐城通運㈱
		伊藤　浩一	いわきカーゴ㈱
		金井　一夫	新富運輸㈱
		鈴木　健仁	鈴木運輸㈱
		松尾　活秀	三つ山運送㈱
県ト協	専務理事	丹治　吉雄	

【監事】

支部名	氏　名	会　社　名
県　北	右近　八郎	マクサム通運㈱
県　中	安齋　正充	拓進運輸㈱
相　双	吉岡　昌一	双葉運輸㈱
いわき	本瀧　明	広野運送㈱
員　外	力丸　弘	力丸税務会計事務所

おめでとうございます！

平成22年度・全ト協表彰規程による表彰者

［感謝状贈呈者］　［敬称略］

事業所名	氏名
八島運送有限会社	林　茂
鈴木運輸株式会社	鈴木健仁

［表彰状贈呈者］　［敬称略］

事業所名	氏名
有限会社郡山燃料輸送	三本木正光
岡田陸運株式会社	佐藤幸次郎
磐城通運株式会社	木戸順一
磐城通運株式会社	小泉辰秋
いわき中央運輸株式会社	小野一郎
いわき中央運輸株式会社	森　知己
拓進運輸株式会社	原　勝彦
有限会社大玉運送	桑原　稔
鮫川運送株式会社	矢吹　弘
株式会社昭和運送店	高槻守夫
第一貨物株式会社郡山支店	小林廣也
郡山運送株式会社	伊藤　光
郡山運送株式会社	大和田　保
郡山運送株式会社	樋口次男
郡山運送株式会社	木幡安司
郡山運送株式会社	安田文男
采女運輸株式会社	石川利廣
エービーカーゴ東日本株式会社	栗山芳正

正しい運転・明るい輸送運動の表彰者

［従事員］　［敬称略］

事業所名・団体名	氏名
福島県トラック協会　東石支部　事務局長	佐藤英雄
福島県トラック協会　双葉支部　事務局長	吉岡昌一

［事業所・団体］

事業所名・団体名
株式会社　二本松三和運送

平成23年度県ト協の優良従業員表彰者

［敬称略］

事業所名	氏　名
川俣貨物(株)	長沢一雄
近物レックス(株)福島営業所	阿部政弘
みちのく陸運(株)	寺島仁一
日通福島運輸(株)	畑　敏昭
福島運送(株)	増井育子
福島運送(株)	濱尾晃次
(有)歓喜運送	佐藤喜三夫
御幸トラック(株)	鈴木信之
伊達貨物運送(株)	佐藤邦夫
伊達貨物運送(株)	阿部松次
(有)丸宮運送	佐藤芳樹
(株)長岡運送	鈴木久美子
大愛興業	渡邉愛児
(株)丸や運送	伊藤泰治
船引運送(株)	山田信一
日本郵便輸送(株)郡山営業所	次田昌弘
日本郵便輸送(株)郡山営業所	芳賀一幸
日通郡山運輸(株)	山崎健一
西濃運輸(株)郡山支店	大越一浩
西濃運輸(株)郡山支店	鈴木信二
西濃運輸(株)郡山支店	小山義勝
高田運輸(株)	宗像忠宏
高田運輸(株)	安斉哲郎
高田運輸(株)	渡辺勝浩
(株)ジャス郡山本店	荒池　誠
(株)ジャス郡山本店	渡辺直人
野口運輸(株)郡山営業所	国分正明
野口運輸(株)郡山営業所	三島木和宏
郡山物流(有)	近内安男
郡山物流(有)	鈴木文夫
(株)タムラ	舞木裕子
(株)タムラ	大河原義房
(株)タムラ	本多光一

事業所名	氏　名
大越運送(株)	長谷川則明
安立サービス(株)須賀川営業所	吉田豊一
(株)平田運輸	清野卓博
三瓶運輸(株)	関根福美
(有)昇栄運輸	沼田　健
丸文運輸(株)	筒井直弥
鮫川運送(株)配送	藤田秀夫
(有)矢内興業運輸	鈴木道孝
小田川運輸(有)	山田光則
薄井運送(有)	和知孝志
(有)小針運送	高橋正喜
丸井運送(株)	本田　勇
(株)松栄商事	弓田　清
鮫川運送(株)	向山勝一
南福島郵便輸送(株)会津営業所	永峯靖次
南福島郵便輸送(株)会津営業所	石橋克夫
南福島郵便輸送(株)会津営業所	湯田　浩
昭和運輸(株)	木村一夫
(有)ビートル	佐川修一郎
丸力運送(株)	畑中　論
(有)佐藤急便	小林かおる
いわき中央運輸(株)	青木昭二
福島臨海鉄道(株)	鈴木孝光
福島臨海鉄道(株)	酒井克二
第一貨物(株)いわき支店	市毛和司
第一貨物(株)いわき支店	高木克典
三つ山運送(株)	小関　司
平共立運輸(株)	新妻透江
マルニチ工運(株)	小松政教
常磐港運(株)小名浜営業所	高木伸次

県ト協　平成２３年度県ト協定時総会

特別決議（案）

東日本大震災の復旧･復興の促進と原発事故の早期収束並びに補償の実現に向けて

平成23年３月11日午後２時46分　マグニチュード９という巨大地震が東北地方を襲い、想像を超える大津波が福島県など太平洋沿岸の町を飲み込んだ。相双地区の会員事業者２名はじめ多くの方々がこの津波に巻き込まれ犠牲となるなど人的・物的に甚大な被害をもたらした。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所が緊急事態に陥り、水素爆発が発生して大量の放射能物質が放出されたことから、周辺住民が緊急避難する事態となった。相双地区を中心に多くの会員事業所も避難その他の行動を余儀なくされ、その多くは事業休止に追い込まれた状況が現在も続いている。

福島県トラック協会は大震災発生翌日から福島県災害対策本部に常駐して緊急物資輸送の対応を行い４月末までに1,800台を超える実績を残すなどその社会的使命を懸命に果してきた。今後更に復旧・復興の原動力としてその役割を担っていくことが強く求められている。

そのためには、この東日本大震災と原発事故によって失われた事業基盤の再生を図るために必要な諸施策推進と原発事故の早期収束並びに補償の実現にむけて福島県トラック協会一丸となって全力で取り組みを進めていくことを決議する。

平成23年５月20日

平成23年度　社団法人福島県トラック協会定時総会

セーフティチャレンジ事業参加による事故防止コンクール事業所表彰について

参加基準は所有台数の半数以上の参加とし、各グループで下記のとおり選考し、福島県交通対策協議会長、㈳福島県交通安全協会長、県ト協会長の連名で表彰する。

1　参加状況

（1）応募事業所　137事業所（1,259チーム）
※昨年は132事業所（1,097チーム）

（2）所有台数別表彰対象事業所

所有台数20台未満事業所	59事業所
所有台数20台以上50台未満	56事業所
所有台数50台以上	22事業所

2　表彰事業所

所有台数２０台未満事業所	参加基準を満たした10事業所を表彰する。
所有台数２０台以上５０台未満事業所	参加基準を満たした5事業所を表彰する。
所有台数５０台以上事業所	参加基準を満たした2事業所を表彰する。

計17事業所

平成22年度事故防止コンクール表彰事業所

20台未満事業所	
1	ジェイティ物流　株式会社　東北支店
2	東部生コンクリート　株式会社
3	株式会社　しもごう環境サービス
4	下郷貨物自動車運送　有限会社
5	株式会社　海老屋運送
6	有限会社　ホクショウ
7	有限会社　白石工業
8	株式会社　丸運液体輸送　東北小名浜支店
9	有限会社　持地産業
10	矢吹運送　有限会社

20台以上50台未満事業所	
1	霜山砕石工業　株式会社
2	柏洋運輸　株式会社
3	安達運輸　株式会社
4	福島第一物流　株式会社　いわき営業所
5	株式会社　大野運輸　富久山営業所

所有台数50台以上事業所	
1	株式会社　タムラ
2	丸永運送　株式会社

【20台未満】

【20台以上50台未満】

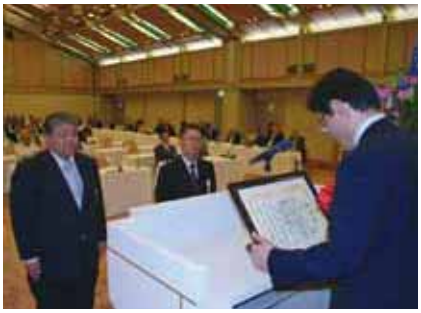
【50台以上】

6月の行事予定

日　程	行　事　内　容	開　催　場　所
11日㈯	初任運転者指導講習会	郡山市「富久山自動車学校」
18日㈯	初任運転者指導講習会	郡山市「富久山自動車学校」

適正化 点呼時のアルコール検知器使用について（再確認）

5月1日より、事業所ごとにアルコール検知器を設置し、点呼時に酒気帯びの有無を確認の上点呼記録簿に状況を記載することが義務付けとなりましたが、その措置方法について誤った認識をされている管理者の方が見受けられますので、アルコール検知器使用に伴う、運用方法の要点を再度掲載いたしますので、ご確認いただき適切な運用を図ってください。

◆アルコール検知器の備え付けについて

①営業所ごとにアルコール検知器を備える。
②宿泊運行が発生する場合は、遠隔地で乗務を終了または開始時に、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させる。

◆点呼時の運転者の酒気帯びの有無確認の際のアルコール検知器の使用について

①使用するアルコール検知器について、据置き型や携帯型等のタイプを問いません。
（呼気中のアルコールを検知できるもので、警告音、警告灯、数値等に酒気帯びの有無を確認できる機器であること）
②乗務の開始前、中間（※1）、終了後において実施することとされている点呼の際に、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子を目視等で確認することに加え、アルコール検知器を使用することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認し点呼記録簿にその旨を記録（※2）する。
※1）2泊3日以上の運行の場合、2日以上運転者が営業所へ戻らないケースが発生し、乗務前・後の点呼を電話で実施することになった場合は中間点呼の実施が必要となり、その際にもアルコール検知器を使用し酒気帯び有無の確認が必要となります。
※2）宿泊運行や遠隔地で休息（4時間以上）を取得する場合は、運転者が営業所に戻らないため、遠隔地からのその前・後に電話点呼を実施することになりますので、運転者の顔色、呼気の臭い等を目視できないケースが発生します。その際には、運転者に携行させている、携帯型のアルコール検知器を使用し検知結果（酒気帯びの有無）を報告させ、管理者はその内容を点呼記録簿に記録しなければなりません。

◆アルコール検知器の保守について

運行管理者はアルコール検知器を故障がない状態で保持しておくために、アルコール検知器のメーカー（製作者）が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用、管理、保守するとともに、
次の事項を実施しなければなりません。

①毎日の確認事項（※1）
・電源が確実に入ること。
・損傷がないこと。

※1　遠隔地で乗務を終了または開始する場合等、アルコール検知器を運転者に携行させるか、自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者が所属営業所を出発する前に実施すること。

②少なくとも週1回以上の確認事項
・酒気を帯びていない者がアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
・アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、口内に噴霧した上でアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

※アルコール検知器メーカーから販売されているキットを使用することもできます。

◆使用する点呼記録簿について

①現在、使用している点呼記録簿に「アルコール検知器使用の有･無」及び「酒気帯びの有･無」の項目が設けられているか、ご確認ください。

※「アルコール検知器使用の有･無」及び「酒気帯びの有･無」の項目については、点呼記録簿の乗務の開始前、中間（中間点呼の記録欄があるタイプの記録簿使用の場合）、終了後のそれぞれに項目欄が必要となります。

アルコール検知器義務化に関して、よくある質問に対する回答をまとめたQ&Aを掲載いたしますので、ご覧ください。

Q1 アルコール検知器について、国土交通省が推奨する検知器はありますか。

A アルコール検知器について、国土交通省の推奨は行っておりません。

Q2 アルコールの数値ではなく、赤、黄、緑などのランプで表示するものでも問題ありませんか。

A 問題ありません。

Q3 アルコール検知器の取扱説明書に0.05未満は0と表示しますと記載されていますが、このアルコール検知器を使用しても問題ありませんか。

A 問題ありません。

Q4 アルコールの測定結果が自動で記録紙に印字できなければいけませんか。

A 自動での記録は必要ありません。（点呼記録簿への記載はアルコール検知器使用の「有･無」、酒気帯びの「有･無」、の記載で差し支えありません。）

Q5 アルコール検知器に、自動車で備えられたアルコール検知器（アルコールインターロック装置）は含まれますか。

A アルコールインターロックも含まれます。

Q6 車庫に駐車してあるアルコールインターロック装着車両を用いて、酒気帯びの確認をする場合、点呼はどのように行えばよいですか。

A 運行管理者が車庫に出向き点呼を実施する必要があります。

Q7 アルコール検知器について、他の事業者、又は他の営業所のものを使用しても問題ありませんか。

A 点呼時に酒気帯びの有無を確認するために使用するアルコール検知器は点呼を受ける運転者が所属する営業所のものに限ります。

Q8 泊まりを伴う運行の場合、電話点呼をしなければなりませんが、その際のアルコール検知器の使用はどのようにすれば良いのですか。

A 電話点呼の際には、携帯型アルコール検知器を携行し、点呼時に使用する必要があります。

Q9 電話点呼の際、運転者はアルコール検知器の測定結果をどのような方法で運行管理者に伝えれば良いですか。

A 電話点呼の際、アルコール検知器使用の「有・無」、酒気帯びの「有・無」、について、運転者が運行管理者に口頭で伝えてください。

Q10 アルコール検知器の測定数値を、点呼簿に記載する必要がありますか。

A 測定数値を記載する必要はありません。（但し、アルコール検知器使用の「有・無」、酒気帯びの「有・無」、については記載が必要です。）

Q11 アルコール検知器の毎日の点検及び毎週の点検について、実施状況を記録しておく必要がありますか。

A 記録する必要はありません。

Q12 食べたもの等にアルコール検知器が反応してしまう場合どのようにしたら良いですか。

A 飲食物（ガム、発酵食品等）、たばこ等の影響によりアルコール検知器が反応することがあります。
この場合には、運転者にうがいをさせる、少し時間をおいてから再度測定する等により、対応してください。
しかしながら、アフターシェーブローション、入れ歯安定剤など、体に付けるものでアルコールを含むものに反応することもあるので、運転者はこれらについても、アルコールを含まないものを使用するなど注意しましょう。

Q13 飲食していないにもかかわらずアルコール検知器が反応してしまいますがどうしたら良いでしょうか。

A 飲食していなくても、Q12で回答したように、口の中に飲食物が残っていたりする場合がありますので、運転者にうがいをさせる、少し時間をおく、アルコールを含まないものを使用するなどの対応を行ったうえで、再度測定してください。
それでも反応する場合は、アルコールが体内に残っている可能性がありますので乗務させないようにしましょう。
しかしながら、アルコール検知器によっては、疾病により体内から発生するアルコール以外の物質（糖尿病患者の体内で産生されるケトン体、体内で発生した発酵ガス）に反応することがあるとされているものがありますので、明らかに酒気を帯びていないと考えられる場合は、医師に相談しましょう。
医師の検査、診断等により、疾病により体内からアルコール以外で検知器が反応する物質が発生している可能性があるとされた運転者については、当該疾病の状況が安全運転に悪影響を及ぼさないことを確認した上で、点呼時の酒気帯びの有無の確認においては、アルコール検知器の検知結果にかかわらず、運転者の顔色、声の調子、酒の臭い等から総合的に判断し運行の可否を決定する必要があります。

県ト協 引越部会 放射線管理講習会を実施

福島県トラック協会と福島県トラック協会引越部会は放射線管理講習会を５月12日㈭と５月23日㈪に郡山市「県中研修センター」において開催した。

５月12日は引越部会会員事業所を対象に37名が出席し、５月23日は福島県トラック協会会員を対象に43名が出席した。

これは４月22日に計画的避難区域に指定され、当該区域における引越業務を行うにあたって放射線管理が重要になることから開催した。

講習会では全日本トラック協会から礎司郎輸送事業部長（放射線取扱主任者）を迎え、放射能と放射線の基本的な特徴や影響、放射線防護並びに、福島県内の放射線量等について説明した。

お知らせ 東日本大震災復興特別貸付について

被災中小企業に対して、日本政策金融公庫および商工組合中央金庫が実施する東日本大震災復興特別貸付について利子補給など既存の制度の内容を拡充して実施されています。なお、既にご利用されている場合でも３月14日まで遡り適用される場合もありますので、詳細は借入の金融機関にお問い合わせください。

概要については次のとおりです。

＜「東日本大震災復興特別貸付」の概要＝商工組合中央金庫例＞

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付金利
①今般の地震・津波により直接被害を受けた中小企業者等/原発事故に係る警戒区域等（注1）内の中小企業者等	◆貸付限度額　３億円 ◆貸 付 期 間　最大20年(設備) 15年(運転) ◆据 置 期 間　最大５年	◆金利引下げ措置（利子補給）（注５） ・基準金利（注２）から▲0.5%。 ・貸出後３年間は、1億円まで▲1.4%。 （※）利子補給を受けるためには罹災証明書等が必要
②上記①の事業者等と一定以上の取引のある中 小企業者等	◆貸付限度額　３億円 ◆貸 付 期 間　最大15年(設備、運転) ◆据 置 期 間　最大３年	◆金利引下げ措置（利子補給）（注 ５） ・基準金利(注2)から最大▲0.5%(注3)。 ・貸出後３年間は、3,000万円まで最大▲1.4%（注4)。 （※）利子補給を受けるためには被害証明書が必要
③その他の理由により、売上等が減少している中小企業者等（風評被害等による影響を含む。）	◆貸付限度額　７億2,000万円 ◆貸 付 期 間　最大15年(設備) ８年（運転） ◆据 置 期 間　最大３年	◆金利引下げ措置（利子補給）（注５） ・期間限定なく、当金庫所定の利率から最大▲0.5%（注3)。

注１：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。　注２:平成23年５月13日現在、貸付期間５年の場合で、1.75%（基準金利は毎月１回改定)。　注３:売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%。　注４:▲0.9%は自動的に適用。さらに、注３の引下げが可能。　注５:金利引下げ分の利子補給金は、後日入金（６か月毎）となります。※お申込みに際しては、当金庫所定の審査が必要となります。

お知らせ 「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」等でのバス、タクシー、トラックの運行について

国交省より次のとおり留意点が示されましたので周知いたします。

4月22日、福島第一原子力発電所から半径20㎞以遠の周辺区域において、一部の区域を「計画的避難区域」、従来、屋内退避区域として設定されていた区域のうち、「計画的避難区域」に該当する区域以外の一部の区域を「緊急時避難準備区域」に設定いたしました。

「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」でのバス、タクシー、トラックの運行に係る留意点については下記のとおりですので、お知らせします。

記

１．各区域の設定の基本的な考え方について

福島第一原子力発電所から半径20㎞以遠の周辺地域において、気象条件や地理的条件により、同原発から放出された放射性物質の累積が局所的に生じ、累積線量が高い地域が出ており、これら地域に居住し続けた場合には、積算線量がさらに高水準となるおそれがあることから、国際放射線防護委員会（ICRP）と国際原子力機関（IAEA）の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準地（年間20～100ミリシーベルト）を考慮して、事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域を「計画的避難区域」とし、また、同原発の事故の状況がまだ安定せず緊急に対応することが求められる可能性があり得ることや屋内退避の現況を踏まえ、「計画的避難区域」に該当する区域以外の区域を「緊急時避難準備区域」とすることとしております。

（1）計画的避難区域

事故発生から1年間の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域（福島県葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部、南相馬市の一部。）

（2）緊急時避難準備区域

従前の屋内退避区域の内、「計画的避難区域」以外の区域（福島県広野町、楢葉町、川内村、田村市の一部、南相馬市の一部。）

２．計画的避難区域、緊急時避難準備区域の入退域

緊急時避難準備区域への入退域は原則自由に行うことができます。また、計画的避難区域への入退域については必要な入退域は認められます。

３．計画的避難区域、緊急時避難準備区域の放射線による影響の状況について

計画的避難区域については、区域内において概ね１か月間程度、生活をしたとしても健康への問題はないとされています。

また、屋内退避指示が解除されたため、緊急時避難準備区域について、通常の生活をしていただいても健康上問題はないとされています。

なお、現在の計画的避難区域、緊急時避難準備区域の線量は最大でも１時間あたり約0.0521ミリシーベルト（NO83.4月25日11時24分時点　福島第一原子力発電所から北西約20㎞）となっており、参考までに計画的避難区域の設定にあたって用いた積算の線量20ミリシーベルトと比較した場合には、

屋外の放射線を遮蔽しない環境に約13日間（20ミリシーベルト÷〔1時間当たり約0.06ミリシーベルト（0.521を保守的に評価）×24時間〕）連続で滞在することが必要となります。

また、日常生活で受ける放射線の量は、全身CTスキャンが6.9ミリシーベルト/1回、自然界から受ける放射線（日本）が2.4ミリシーベルト/1年間となり、体に受ける放射線量とすぐに現れる症状の関係では、100ミリシーベルト以下では臨床症状は確認されていません。

また、実際には更に車両内部にいる間は放射線がある程度遮蔽されることから、バス・タクシー、トラックの運行等の業務のみに従事するため、一時的に計画的避難区域や緊急時避難準備区域に入域する場合においては、放射線による影響は十分低く抑えられるため、健康影響を心配する必要はないと考えます。

4．スクリーニング実施の必要性について

計画的避難区域、緊急時避難準備区域の入退域に関し、スクリーニングを実施する必要はないと考えています。

5．計画的避難区域でバス・タクシー、トラックを運行する際の留意点について

計画的避難区域で1か月程度、生活したとしても健康への問題はありませんが、気になる場合は、次のような点にご留意いただきますようお願いします。

・移動時間や活動時間を可能な限り短縮するため、前もって業務内容等を把握しておく。
・車両のエアコンを使用する場合には内気循環とする。
・屋外で作業される場合は、マスクをし、肌を出さないように長袖の衣類、手袋及び帽子を着用する。
・なるべく雨に濡れないようにする。塗れた場合は、タオル等で濡れた部分を拭き取るか、着替える。
・帰宅時に手や顔を洗い、うがいをする。
・帰宅時に靴の泥をできるだけおとす。
・土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。
・屋外でほこり等が多いところでの喫煙、飲食等を避けること。
・屋外で保管してあったもの（自転車、三輪車等）を運び出す際は、洗浄するか拭取る。

6．緊急時避難準備区域でバス・タクシー、トラックを運行する際の留意点について

緊急時避難準備区域について、通常の生活をしていただいても健康上問題はないとされています。

比較的線量の高い地域においては、気になる場合、外出をなるべく短時間にし、以下の点に注意することで、被ばくの更なる低減効果が期待できます。

・移動時間や活動時間を可能な限り短縮するため、前もって業務内容等を把握しておく。
・車両のエアコンを使用する場合には内気循環とする。
・外出時に通常の服装でかまいません。気になるようであれば、マスクをし、肌を出さないように長袖を着る。なお、風が強くて土ぼこりが多いような時の外出の際は、なるべくマスクを着用するとよい。
・なるべく雨に濡れないようにする。濡れた場合は、タオル等で濡れた部分を拭き取るか、着替える。
・屋外での活動後等には、手や顔を洗い、うがいをする。
・帰宅時に靴の泥をできるだけ落とす。
・土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。

［事業主の方へ］

福島原子力発電所の影響により、事業主が休業した場合、以下のような支援が受けられます。

○　事業所が原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定を受けて休業し、労働者が賃金や休業手当を受けることができない場合、雇用保険の特例措置が利用できます（労働者が実際に離職していなくとも労働者に失業手当が支給されます。）

（※）屋内退避指示が解除された地域も対象となります。

○　上記以外の経済上の理由（※）により事業活動が縮小し、休業する場合、雇用調整助成金の助成対象となります（事業主が労働者に休業手当を支払えばその一部が助成されます。）

※　緊急時避難準備区域の設定を受けても事業を継続している場合や屋内退避指示が解除された場合も雇用調整助成金の助成対象となります。具体的には、以下のような場合が「経済上の理由」に該当します。

- 原子力発電所の停止により計画停電が実施されたために事業活動が縮小した場合
- 警戒区域・計画的避難区域の設定がされている地域以外の地域において、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売上が減少した場合
- 警戒区域・計画的避難区域の設定が解除された後においても、風評被害により生産者が減少した場合

詳しくはお近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

適正化　安全性評価事業（Gマーク）事前説明会を開催

安全性評価事業（Gマーク）の事前説明会は５月24日㈫に郡山市「県中研修センター」で178名が参加し開催した。説明会では申請（更新）手続きの際の注意点等が解説された。

申請（更新）時の注意点は次のとおりです。

通常申請と特例申請の申請方法

新規申請を希望する事業所の申請案内は下記のとおりとなっています。平成19年度に更新２回目で、平成20年度に更新１回目でそれぞれ認定を受けた又は平成21年度に新規申請で認定を受けた安全性優良事業所が引き続き認定を受けるためには、以下により更新手続が必要となります。更新申請については更新申請の概要を参照して下さい。

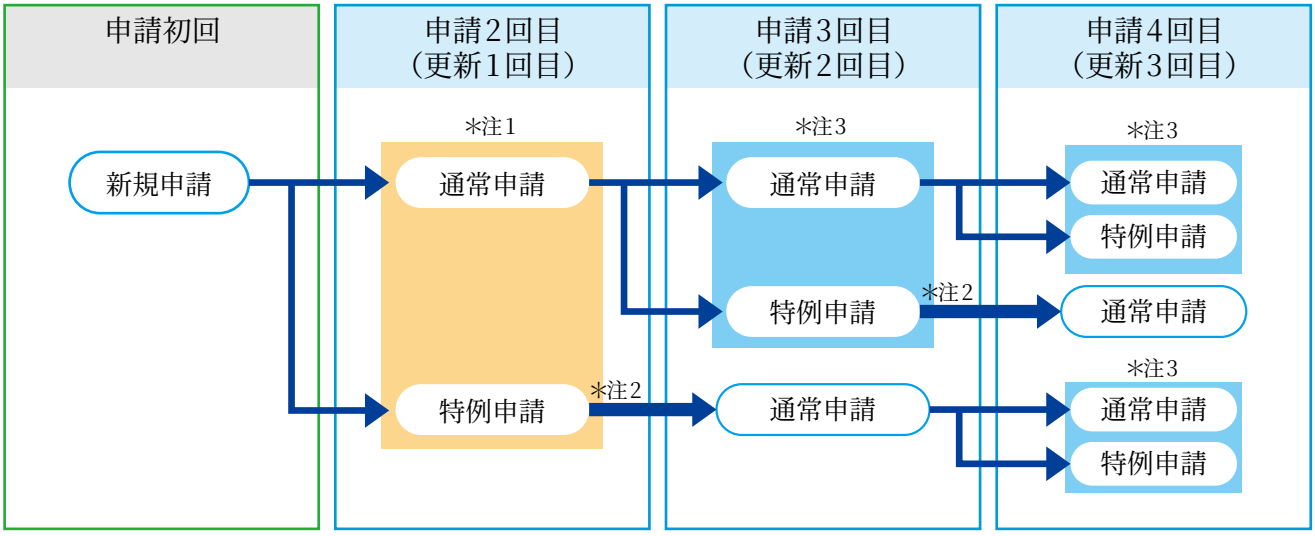

＊注１：更新1回目の申請では、「通常申請」もしくは「特例申請」のいずれかを選択できます（図中の　部を指します）。

＊注２：更新の際に特例申請を選択した場合（更新申請の概要のB～Eを選択した場合）は、次回の更新申請では必ず「通常申請」でなければなりません（図中の太線矢印を指します）。

＊注３：更新の際に通常申請を選択した場合（更新申請の概要のAを選択した場合）は、次回の更新申請では「通常申請」もしくは「特例申請」のいずれかを選択できます（図中の　部を指します）。

福島県 県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」 ふくしま復興特別資金

東日本大震災により事業活動に影響を受けた中小企業者を支援するため、「震災対策特別資金」に加え、国の東日本大震災復興緊急保証を活用した「ふくしま復興特別資金」を創設しました。

この資金は、融資後３年間は県が利子補給を行うことにより実質無利子となりますので、ぜひご活用ください。なおご利用の際は、まずは最寄りの県内金融機関にご相談下さい。

■対 象 者　県内に事業所を有し、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者

ア　平成23年東北地方太平洋沖地震による災害（地震・津波等）により当該事業所等に損害を受けた者（県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する罹災証明書を要する）

イ　東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域内に事業所を有する者（県内事業所の住所地を確認できる書類を要する）

ウ　震災発生後の最近３ヵ月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期に比して10%以上減少している者（県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する証明書を要する）

■融資限度　運転資金、設備資金　8,000万円（併用時は8,000万円限度）
■融資期間　15年以内（うち据置３年以内）
■融資利率　固定　年1.5%以内（融資後３年間は利子補給）
■保証料率　必ず信用保証協会の保証付きとなります。
　　年0.5%（責任共有制度対象外で100%保証）
■担　　保　審査により必要になる場合があります。
■保 証 人　法人　１名以上、個人　必要により（原則第三者保証人は不要）
■取扱期間　平成23年６月１日から
■申込み先　県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

※融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

〈問い合わせ先〉
県庁　商工労働部　金融課
電話　024－525－4019（5月27日㈮まで）　024－521－7291（5月30日㈪以降）

震災対策特別資金

３月25日から実施されております県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」震災特別資金が６月より融資後３年間は県が利子補給を行うことにより実質無利子となります。詳細は本誌４月号P11を参照ください。

国交省 ディーゼルクリーン・キャンペーン

国交省ではディーゼル車が排出する大気汚染物質等の一層の低減に取り組むため「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に展開することとなり、当協会へ会員事業所への周知、協力の要請があった。これに伴い同内容の文書を本誌と同封しているので、そこに添付されている結果表に記入し当協会（FAX　024－558－7731）へFAXしてください。

これは、大気環境への影響度が大きいディーゼル車では環境基準の早期達成とその維持に向けて排出ガス対策が求められている。

また、重油を軽油に混和した不正軽油を自動車燃料として使用することによる排出ガスの黒煙等の有害物質の増加も懸念されている。このような状況下で運送業界も環境対策への積極的な取組みが一層強く求められている。

国交省 不正改造車排除強化月間

国交省では６月１日から６月30日までを不正改造車排除強化月間としている。車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全、安心の確保を確実に実現していくため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開する。本運動は年間を通じて実施されるが、６月は特に重点をおいて運動が実施される。

不正改造を行なって摘発された場合には６ヶ月以下の懲役、または30万円以下の罰金が科せられ、改造を手助けした業者へも厳しい処分が科せられる。

協同組合　ふくトラネットワーク協同組合　ＫＩＴ情報

「Web KIT」荷物（求車）・車両（求荷）の情報登録・成約件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
荷物(求車)登録件数	188件												188件
荷物(求車)成約件数	63件												63件
成約率	33.5%												33.5%
車両(求荷)登録件数	230件												230件
車両(求荷)成約件数	174件												174件
成約率	75.6%												75.6%

※上記表にはKIT外成立は含みません

支　部　ナスバネットによる一般適性診断の各支部6月実施予定

事故対策機構のナスバネットを利用しての一般適性診断を次の日程で実施いたします。受診料については不要となり、受診票により取り扱います。

受診希望者は各支部へ必ずお問合せの上、受診日を協議し事前に受診票を受け取って下さい。

なお、管理者用の結果内容が当日受診終了後に受診者へ直接渡されることとなります。管理者におかれましては受診者より結果を受け取り指導教育に活用ください。

県北支部	日　　程：３日(金)、４日(土)、11日(土) 実施場所：福島市県北支部 問合せ先：０２４-５７３-８７５５
県中支部	日　　程：13日(月)、18日(土)、24日(金)、25日(土) 実施場所：郡山市「県中研修センター」 問合せ先：０２４-９６３-０７８０
県南支部	日　　程：予約状況により、開催いたしますのでご連絡ください。 実施場所：白河市「白河貨物自動車運送事業協同組合」 問合せ先：０２４８-２７-３６４４
会津支部	日　　程：４日(土)、11日(土)、18日(土)、25日(土) 実施場所：会津若松市「会津方部共同休憩所」 問合せ先：０２４２-２４-４８５５
相双支部	日　　程：予約状況により、開催いたしますのでご連絡ください。 実施場所：相馬市「相馬方部共同休憩所」 問合せ先：０２４４-３７-３０７０
いわき支部	日　　程：予約状況により、開催いたしますのでご連絡ください。 実施場所：いわき市「いわき共同休憩所」 問合せ先：０２４６-５８-８２２３

お知らせ　交通事故統計

県内交通事故は平成22年に比べ平成23年では発生件数（－584）、死者数（増減なし）、傷者数（－710）となっている。第一当事者が県内居住の事業用貨物車の交通事故発生状況は平成22年に比べ平成23年では発生件数（－15）、死者数（＋2）、傷者数（－29）となっている。交通規則を守ることは、社会人としての基本的な責務です。会員事業所におかれましても、より一層のプロドライバーとしての交通安全対策をお願いします。

交通ルールの遵守、思いやり運転等交通マナーアップ
交差点での安全確認の励行
速度の抑制

県内交通事故発生状況（4月末）

		1月	2月	3月	4月	合計	平成22年に比べての増減数	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間合計
22年	発生件数	847	898	870	857	3,472		815	808	917	871	800	916	982	1,083	10,664
	死者数	7	4	4	8	23		10	6	12	12	20	5	8	16	112
	傷者数	1,041	1,098	1,074	1,064	4,277		1,004	1,001	1,103	1,178	1,034	1,103	1,237	1,315	13,252
23年（概数）	発生件数	830	823	626	609	2,888	－584									
	死者数	4	5	6	8	23	0									
	傷者数	1,019	997	788	763	3,567	－710									

第一当事者が県内居住の事業用貨物車の交通事故発生状況（4月末）

		1月	2月	3月	4月	合計	平成22年に比べての増減数	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間合計
22年	発生件数	16	18	13	16	63		11	13	14	14	9	21	20	15	180
	死者数				1	1				1						2
	傷者数	21	21	18	20	80		17	19	14	20	16	24	25	16	231
23年（概数）	発生件数	12	14	8	14	48	－15									
	死者数	1	1	1		3	＋2									
	傷者数	12	14	8	17	51	－29									

平成２３年４月末の車両の違反別交通事故発生状況（概数）

		悪質違反※１	安全運転義務違反※２	その他	計
事業用貨物	発生件数	4	40	4	48
	死者数	1	2	0	3
	傷者数	3	44	4	51

※その他内訳は
車間距離不保持（件数1、傷者数1）、
優先通行妨害（件数1、傷者数1）、
交差点安全進行（件数2、傷者数2）

平成２３年４月末の車両の悪質違反・安全運転義務違反の交通事故発生状況（概数）

		悪質違反※１							安全運転義務違反※２				
		信号無視	最高速度	通区・追越	歩行者妨害	一時不停止	酒酔い運転	計	前方不注意	動静不注視	安全不確認	その他	計
事業用貨物	発生件数	1			3			4	23	7	6	4	40
	死者数				1			1	1	1			2
	傷者数	1			2			3	25	8	7	4	44

第一当事者が県内居住の事業用貨物車の地区別交通事故発生件数（4月末）

	地区	県北	県南	会津	浜通り	高速隊	計
22年	発生件数	9	35	6	11	2	63
	死者数		1				1
	傷者数	10	40	10	14	6	80
23年（概数）	発生件数	7	24	4	12	1	48
	死者数		3				3
	傷者数	8	25	4	13	1	51

県北は福島、福島北、桑折、伊達、川俣、二本松の各警察署管内の事故合計 / 県南は本宮、郡山、郡山北、須賀川、白河、石川、棚倉、三春、小野の各警察署管内の事故合計 / 会津は会津若松、猪苗代、喜多方、会津坂下、会津美里、南会津の各警察署管内の事故合計 / 浜通りはいわき中央、いわき東、いわき南、南相馬、富岡、浪江、相馬の各警察署管内の事故合計

県ト協　10チームが1等旅行券当選

当協会が実施するセーフティチャレンジ副賞抽選を実施し、次のとおりとなった。

セーフティチャレンジとは各年齢層のドライバーが3人1組で日常生活の中で無事故・無違反を達成し、当協会に報告があり県交通安全協会の抽選（県ト協会員当選27チーム）から漏れたチームが対象となった。

今年度は参加チームが1,266チーム、達成チームは937チームとなった。当選者は下記のとおりとなる。なお、賞品は1等賞が温泉宿泊券（1人1万5千円）、2等以下がクオカードとなる。

応募事業所（協会に報告のあった事業所）	137事業所
参加チーム	1,266チーム
抽選対象チーム	937チーム

賞品
- 1等　旅行券（1人1万5,000円）
- 2等　クオカード（1人6,000円）
- 3等　クオカード（1人5,000円）
- 4等　クオカード（1人3,000円）

平成22年度セーフティチャレンジ副賞対象者一覧

［敬称略］

No.	支部名	所属会社	リーダー名
1等	福島	㈱吉田運輸	伊藤　学
	二本松	㈱丸や運送	大河内　満夫
	郡山	日本梱包運輸倉庫㈱郡山営業所	遠藤　幸久
	須賀川	川合運輸㈱西営業所	志賀　正美
	須賀川	㈱久留米梱包運輸	若林　三男
	田村	㈱タムラ	若月　正信
	会津若松	日通会津運輸㈱	五十嵐　雄二
	相馬	福島第一物流㈱相馬営業所	小原　勉
	双葉	双葉運輸㈱	三浦　一
	いわき	福島第一物流㈱いわき営業所	高橋　和志
2等	福島	川俣貨物㈱	加藤　寿雄
	福島	第一貨物㈱福島支店	山中　亮介
	信達	㈲サエキ輸送	遠藤　由幸
	本宮	㈱クリーン商会	渡辺　徳幸
	郡山	㈱ジャス郡山本店	荒池　誠
	郡山	高田運輸㈱	橋本　隆
	郡山	高田運輸㈱	増子　浩
	郡山	安積運輸㈱	土棚　真次
	東石	鈴木運送㈱	本多　春子
	喜多方	アイヅプロパン㈱	猪俣　諭
	相馬	丸カ運送㈱	岡田　光
	相馬	新地発電産業㈱	岩橋　哲也
	双葉	浪江貨物自動車㈱	望月　博司
	いわき	㈱ジャスいわき店	久保木　力
	いわき	植田運送㈱	安島　弘信
3等	福島	㈱厚成社	伊藤　定幸
	福島	第一貨物㈱福島支店	鈴木　利幸
	信達	霜山砕石工業㈱	横山　金吉
	二本松	㈱丸や運送	今江　克幸
	二本松	福島倉庫㈱	野地　利明
	郡山	㈲奥州運輸	佐藤　幸治
	郡山	㈱大野運輸富久山営業所	宗像　昭彦
	郡山	郡山運送㈱	加藤　裕子
	郡山	郡山運送㈱	鈴木　トミイ
	郡山	福島中央貨物自動車運送㈱	近藤　信一
	郡山	㈱福島輸送	鈴木　敏弘
	郡山	㈱昭和運送店	遠藤　サタ子
	須賀川	須賀川陸運㈱	横川　雅雄
	白河	丸永運送㈱	矢内　明広
	東石	ＡＣＴライナー㈱福島営業所	鈴木　眞理子
	東石	㈱海老屋運送	菊池　良造
	喜多方	アイヅプロパン㈱	福島　敦幸
	南会津	㈲星建材運輸	阿久津　光一
3等	相馬	斎藤運輸工業㈱	高野　和久
	相馬	丸カ運送㈱	田部　進一
	相馬	丸カ運送㈱	前山　和宏
	双葉	双葉運輸㈱	佐藤　博
	いわき	三つ山運送㈱	栄島　正枝
	いわき	クレハ運輸㈱	日野　賢太郎
	いわき	クレハ運輸㈱	白石　由香利
4等	福島	斎藤運輸㈱	高橋　和幸
	福島	㈱吉田運輸	西牧　靖子
	福島	川俣貨物㈱	菅野　勝志
	信達	マクサム通運㈱	菅野　正昭
	信達	伊達貨物運送㈱	菅野　誠
	信達	伊達貨物運送㈱	長谷部　忠大
	二本松	㈱丸や運送	村松　昭次
	本宮	㈲大玉運送	鈴木　義勝
	郡山	㈲佐藤商事運輸	佐藤　和宏
	郡山	郡山運送㈱	橘　裕貴
	郡山	郡山第一運送㈱	吉田　幸男
	郡山	㈱ジャス郡山本店	石井　学
	郡山	㈱昭和運送店	大橋　貴幸
	郡山	㈱昭和運送店	宗像　辰也
	須賀川	福島第一物流㈱	熊田　秀夫
	須賀川	福島第一物流㈱	川又　昌行
	須賀川	成田運輸㈱	髙宮　勝
	田村	㈲菱永運輸	服部　喜市
	白河	㈲小針運送	古川　哲夫
	白河	㈲だいわ運送	佐川　一則
	東石	㈲三次運送	今井　勉
	東石	鈴木運送㈱	金澤　三夫
	会津若松	㈲会津金山運輸	須佐　盛一
	南会津	㈲星建材運輸	星　貴雄
	南会津	㈱北越フォレスト	山口　正記
	相馬	斎藤運輸工業㈱	今野　百合
	相馬	㈲ピートル	志賀　進
	相馬	昭和運輸㈱	今村　満
	相馬	昭和運輸㈱	橘浦　利幸
	相馬	昭和運輸㈱	菅原　健太
	相馬	昭和運輸㈱	松本　雄二
	いわき	福島臨海鉄道㈱	大和田　修一
	いわき	青木重機運輸㈱	青木　仁三
	いわき	福島第一物流㈱いわき営業所	矢内　次雄
	いわき	植田運送㈱	小野　兼雄

トラック広報　わだち6月号（通巻365号）

平成23年６月１日発行（毎月１回１日）
編集発行　社団法人福島県トラック協会
〒960-0231　福島市飯坂町平野字若狭小屋32
TEL 024-558-7755㈹　FAX 024-558-7731
H.P http://www.dpc-web.com/customers/fukutra